

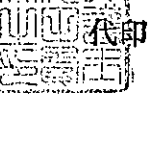
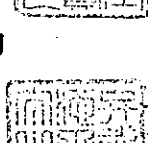
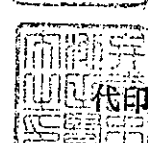
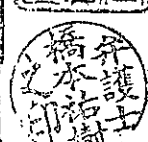
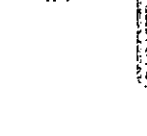
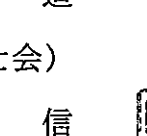
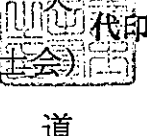
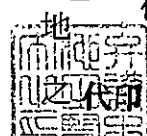
訴 状



2018 (平成30) 年4月6日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	池 田 賢
弁護士	伊 藤 絢
弁護士	小 野 寺 信
弁護士	神 保 大
弁護士	長 坂 貴
弁護士	橋 本 祐
弁護士	平 澤 卓
弁護士	梶 井 妙
弁護士	皆 川 洋
弁護士	山 田 佳
	(以上、札幌弁護士会)
弁護士	内 河 惠
弁護士	中 谷 雄
弁護士	川 口 紘
弁護士	田 卷 紘
弁護士	青 山 邦
	(以上、愛知県弁護士会)
弁護士	毛 利 正 道
	(長野県弁護士会)
弁護士	井 上 正 信



（広島県弁護士会）
弁護士 小野寺 義 象 
（仙台弁護士会）
弁護士 安 原 浩 
（兵庫県弁護士会）

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

行政文書一部不開示処分取消請求事件
訴訟物の価格 金160万0000円
貼用印紙額 金1万3000円
予納送達費用 金4,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 防衛大臣が、原告に対し、平成29年10月6日付けで行った行政文書の一部不開示決定処分について、不開示とした部分（別紙1記載の部分）の内、氏名以外の部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 原告の情報公開請求と被告の開示決定処分

- 1 原告は、平成29年8月9日、防衛大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という）第4条第1項の規定に基づき、「北部方面隊に所属した自衛隊の自死者について、つぎの内容を示す文書。①2001年から2016年における各年度毎、②別紙所属駐屯地毎の人数、③自死者の年齢、④未婚・既婚の別」に係る行政文書（以下「本件文書」という）の開示請求を行い、同年8月10日に受付された（甲1）。
- 2 しかるに、防衛大臣は、平成29年10月6日付けの行政文書開示決定通知書をもって、「開示することとしました」とするも、「2 不開示とした部分とその理由」に記載の「項目並びに『連番』及び『No.』の列のそれぞれ一部を除く部分」について不開示とし（甲2。以下「本件不開示決定」という）、ほぼ全面が黒塗りされたものを開示した（甲3の1～16）。
- 3 上記開示決定通知書には、不開示とした理由について、法第5条1号に該当するとして、「項目並びに『連番』及び『No.』の列のそれぞれ一部を除く部分については個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」との記載があった。

第2 本件処分の違法性について

防衛大臣が挙げる一部非開示の事由は、本件文書には当てはまらない。その理由は以下の通りである。

- 1 法5条1号の事由（個人情報）の非該当性

法が行政文書に記載されている個人氏名を非開示事由としたのは、個人のプライバシー保護のためである。同目的達成のために「個人の識別」がなされることを回避するには、氏名を非開示にすれば足り、年度毎の人数や所属、年齢などまで秘匿する必要性はない。

2 同種事案との比較

(1) 原告が、札幌市に対して、同内容（自死者の所属部局別の人数と年齢）の公文書公開請求を行なったところ（甲4）、札幌市は全部について開示した（甲5。開示対象の原文書が多数・大量になるため、原告の同意の下、原告の照会に対する回答書という形で開示した）。本件文書について、札幌市と異なる扱いをする理由はない。

(2) 原告が、防衛大臣に対して行政文書開示請求を行ない（請求受付番号：2017.6.21一本本B445）、同年7月14日付で開示決定された「南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告）平成28年5月22日（日）～平成28年5月28日（土）」（甲6）では、施設部隊の第10次派遣隊員（北部方面隊第7師団・東千歳基地駐屯地所属隊員を中心に編成）の疾病内容ごとの人数に加え、傷病名から処方内容まで開示されている。

上記と比較して、自死者の人数と年齢、所属駐屯地等の事実が、より「個人の識別」に結びつくものであるとは考えられない。

第3 本訴訟提起の事情

- 1 原告は、自衛官や家族の人権救済に取り組む「自衛官の人権弁護団・北海道」及び「自衛隊南スーダン国連PKO派遣差止訴訟」（札幌地方裁判所平成28年（ワ）第2407号事件。民事1部に係属）において現職自衛官の母親である原告の代理人を務める弁護士の1人である。
- 2 日本は、2001年10月に成立したテロ対策特別措置法によるインド洋への派遣、2003（平成15）年7月に成立したイラク復興支援

土地別措置法によるイラク戦争への派遣、2009年6月に成立した海賊対処法によるソマリア沖及びジブチ基地への派遣、2011年7月から南スーダンPKO派遣など、紛争地への自衛隊の派遣が続いた。

この中で、陸上自衛隊北部方面隊は、イラク派遣の第1次、南スーダン派遣施設部隊の第1、第2、第6、第10次の中心を担った。

- 3 このような中で、派遣隊員の中に、過酷な労働環境、精神・神経の緊迫等により、心的外傷（PTSD）への罹患、自死者が増えている。

イラク戦争への派遣中、自衛隊員の在職中の自殺者は毎年約100名に上った。そのうち、アフガニスタンからイラク戦争への派兵経験者は、第1次テロ特措法（インド洋派兵）では、海自8人（延べ派兵数1362人に1人）、第2次では、海自4名（同600人に1名）。イラク戦争では、陸自20名（同280人に1人）、空自8名（同453人に1人）と、合計40人に上った。日本国民の自殺者は4665人に1名（2013年度）だから、上記イラク派遣陸自隊員の自殺率は、国民平均の17倍にもなる。

- 4 海外派兵と戦争の“先進国”であるアメリカでは、「米イラク・アフガニスタン退役軍人会」（IAVA／会員27万人。全米最大）が調査した結果によると（2013年）、回答者の45％が自殺を凶った帰還兵を知っており、37％は実際に命を絶った仲間がいるという。また、米退役軍人省は、兵士の自殺の社会問題化を受けて、1999年から統計を取り始め、2012年までに21州で2万7000人が自殺し、残りの29州で3万4000人の退役軍人が自殺した可能性があり、調査は現在も続いている（中日新聞2013.8.21／甲7、平和新聞2015.1.5／甲8）。

- 5 “戦場”は、海外だけでない。長期間にわたる準備を行ない、そこには苛酷な訓練による負傷、精神・神経の変調、精神教育（「死生観の確立」と言う）などによる人格的破綻、上命下服の人間関係の軋轢など、さまざまな問題が生じ、隊員・家族はもとより社会全体が病む。

このような状況を受けて、日本でも、自死した自衛官の親（家族）による相談や支援、自死防止対策を求める活動が始まっている（甲9）。

6 自衛隊－特に北海道の駐屯地－は、地元の地方自治体との間で、海外や被災地に長期に派遣される自衛隊員の家族の生活を支援するための協定を結んでいる（甲10）。しかるに、本件の非開示処分は、支援の対象であり公費も注ぎ込まれる自衛隊員の実態について、市民・国民に情報を明らかにしないものである。北海道民にすると、各駐屯地はもとより、北部方面隊（北海道全体）の自死者数すら明らかでない。

これでは、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明」し、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」に資する法の趣旨（情報公開法第1条）に反すること明らかである。

第4 出訴期間（6か月）

平成29年10月6日付けの行政文書開示決定通知書（甲2）が、同月8日に、原告に到達した。

第5 結論

以上より、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるものである。

立 証 方 法

- (1) 甲第1号証 行政文書開示請求書（原告）
- (2) 甲第2号証 行政文書開示決定通知書（防衛大臣）
- (3) 甲第3号証の1乃至16

自殺者一覧表（平成13年度乃至28年度、防衛省）

- (4) 甲第4号証 公文書公開請求書 (原告)
- (5) 甲第5号証 本市職員の局 (区) 別自死者数について (札幌市総務局職員部職員健康管理課長)
- (6) 甲第6号証 南スーダン派遣施設隊等の衛生状況 (週間報告)
- (7) 甲第7号証 中日新聞2013年8月21日夕刊「米帰還兵の自殺深刻」と題する記事
- (8) 甲第8号証 平和新聞2015年1月5日「イラク帰還兵が問う集団的自衛権—同じ苦しみ自衛隊員に味わってほしくない」と題する記事
- (9) 甲第9号証 自衛官の命を守る親 (家族) の会」設立趣意書
- (10) 甲第10号証 北海道新聞2014年5月9日朝刊「自衛隊派遣 25市町が備え—海外活動、災害時 道内の留守家族支援」と題する記事

2 その他

必要に応じて提出する。

添 付 書 類

1	訴訟委任状	1 通
1	訴状副本	1 通
1	甲号証写し	各 1 通

当事者目録

〒063-0005

札幌市西区山の手5条9丁目2-1-503

原告 佐藤博文

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道合同法律事務所（送達先）

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-3444

原告訴訟代理人 弁護士 池田賢太

同 弁護士 小野寺信勝

同 弁護士 橋本祐樹

同 弁護士 榎井妙子

同 弁護士 山田佳以

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目4番地 南大通ビル3階

さっぽろ法律事務所

TEL 011-272-1900 FAX 011-272-1885

原告訴訟代理人 弁護士 長坂貴之

同 弁護士 平澤卓人

同 弁護士 神保大地

〒060-0002

札幌市中央区北2条西9丁目1番地 ウォールアネックス2階

あお葉法律事務所

TEL 011-215-1881 FAX 011-215-1882

原告訴訟代理人 弁護士 伊 藤 絢 子

〒060-0061

札幌市中央区南1条西9丁目1番地15 井門札幌S109ビル5階

きたあかり法律事務所

TEL 011-215-1925 FAX 011-215-1926

原告訴訟代理人 弁護士 皆 川 洋 美

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内1-4-29 愛協ビル3階

内河・雑賀・近藤法律事務所

TEL 052-221-1150 FAX 052-221-8635

原告訴訟代理人 弁護士 内 河 恵 一

〒460-0011

愛知県名古屋市中区大須4-13-46 ウイストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061 FAX 052-262-7062

原告訴訟代理人 弁護士 中 谷 雄 二

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所

TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237

原告訴訟代理人 弁護士 川 口 創

〒460-0024

愛知県名古屋市中区正木 4-8-13 金山フクマルビル

弁護士法人名古屋南部法律事務所

TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471

原告訴訟代理人 弁護士 田 巻 紘 子

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内 3-18-28 KSビル 6階

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所

TEL 052-962-9556 FAX 052-962-9570

原告訴訟代理人 弁護士 青 山 邦 夫

〒394-0005

長野県岡谷市山下町 1-21-24 プチメゾン山下 101

法律事務所こんにちは

TEL 0266-75-1512 FAX 0266-75-1513

原告訴訟代理人 弁護士 毛 利 正 道

〒722-0014

広島県尾道市新浜 1-14-31 金属ビル 103

尾道総合法律事務所

TEL 0848-25-2633 FAX 0848-23-6410

原告訴訟代理人 弁護士 井 上 正 信

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町 2-10-24 翠ビル 2階

一番町法律事務所

TEL 022-262-1901 FAX 022-267-0144

原告訴訟代理人 弁護士 小野寺 義 象

〒659-0025

兵庫県 芦屋市浜町 6-8 エスパシオ芦屋 205

カルチエ芦屋法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 安 原 浩

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

被告 国

上記代表者法務大臣 上川 陽子

別紙 1

1 開示する行政文書の名称

連番	
1	H13
2	平成14年度自殺者一覧表(14.4.1~15.3.31)
3	平成15年度自殺者一覧表(15.4.1~16.3.31)
4	平成16年度自殺者一覧表(16.4.1~17.3.31)
5	平成17年度自殺者一覧表(17.4.1~18.3.31)
6	平成18年度自殺者一覧表(18.4.1~19.3.31)
7	平成19年度自殺者一覧表(19.4.1~20.3.31)
8	平成20年度自殺者一覧表(20.4.1~21.3.31)
9	平成21年度自殺者一覧表(21.4.1~22.3.31)
10	平成22年度自殺者一覧表(22.4.1~23.3.31)
11	平成23年度自殺者一覧表(23.4.1~24.3.31)
12	平成24年度自殺者一覧表(24.4.1~25.3.31)
13	平成25年度自殺者一覧表(25.4.1~26.3.31)
14	平成26年度自殺者一覧表(26.4.1~27.3.31)
15	平成27年度自殺者一覧表(27.4.1~28.3.31)
16	平成28年度自殺者一覧表(28.4.1~29.3.31)

2 上記1の文書における表中、項目並びに「連番」及び「No.」の列のそれぞれ一部を除く部分